

# 岐阜県公報

号外(二) 平成二十一年十月十四日

## 人事委員会規則

岐阜県職員退職手当条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十一年十月十四日

岐阜県人事委員会

委員長 廣 瀬 英 二

岐阜県人事委員会規則第九号

### 岐阜県職員退職手当条例施行規則の一部を改正する規則

岐阜県職員退職手当条例施行規則(昭和三十八年岐阜県人事委員会規則第一号)の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「第七条の四第六項」を「第八条第四項」に改める。

第二条の六第四項第一号中「第五十五条の二」を「第五十五条の二第一項」に改める。

第二条の十を削る。

第二十四条の二から第二十四条の五までを削る。

第二十五条を次のように改める。

(懲戒免職等処分を行う権限を有していた機関がない場合における退職手当管理機関)

第二十五条 条例第十一号第二号に規定する人事委員会規則で定める機関は、次に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める機関とする。

一 知事 知事

二 職員の退職の日において当該職員に対し条例第十一号第一号に規定する懲戒免職等処分を行う権限を有していた機関がないものであって、前号に掲げる者以外のもの

の当該職員の退職の日において当該職員の占めていた職(当該職が廃止された場合にあつては、当該職に相当する職)の任命権を有する機関

## 目次

### 人事委員会規則

岐阜県職員退職手当条例施行規則の一部を改正する規則	(人事委員会)	一
事務局長に対する権限の委任に関する規則の一部を改正する規則	(同)	一六

第二十六条を第三十三条とし、第二十五条の次に次の七条を加える。

(退職手当支給制限処分書の様式)

第二十六条 条例第十二条第一項の規定による処分に係る同条第二項の書面の様式及び  
条例第十四条第一項(同項第一号又は第二号に該当する場合に限る。)(の規定による  
処分に係る同条第五項において準用する条例第十二条第二項の書面の様式は、別記第  
二号様式のとおりとする。

2 条例第十四条第一項(同項第三号に該当する場合に限る。)(又は第二項の規定によ  
る処分に係る同条第五項において準用する条例第十二条第二項の書面の様式は、別記  
第三号様式のとおりとする。

(退職手当支払差止処分書の様式)

第二十七条 条例第十三条第一項の規定による処分に係る同条第十項において準用する  
条例第十二条第二項の書面の様式は、別記第四号様式のとおりとする。

2 条例第十三条第二項(同項第一号に該当する場合に限る。)(の規定による処分に係  
る同条第十項において準用する条例第十二条第二項の書面の様式は、別記第五号様式  
のとおりとする。

3 条例第十三条第二項(同項第二号に該当する場合に限る。)(の規定による処分に係  
る同条第十項において準用する条例第十二条第二項の書面の様式は、別記第六号様式  
のとおりとする。

4 条例第十三条第三項の規定による処分に係る同条第十項において準用する条例第十  
二条第二項の書面の様式は、別記第七号様式のとおりとする。

(退職手当返納命令書の様式)

第二十八条 条例第十五条第一項(同項第一号又は第二号に該当する場合に限る。)(の  
規定による処分に係る同条第六項において準用する条例第十二条第二項の書面の様式  
は、別記第八号様式のとおりとする。

2 条例第十五条第一項(同項第三号に該当する場合に限る。)(の規定による処分に係  
る同条第六項又は条例第十六条第一項の規定による処分に係る同条第二項において準  
用する条例第十二条第二項の書面の様式は、別記第九号様式のとおりとする。

(条例第十七条第一項に規定する懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたことを疑う  
に足りる相当な理由がある旨の通知書の様式)

第二十九条 条例第十七条第一項の規定による通知に係る書面の様式は、別記第十号様  
式のとおりとする。

(退職手当相当額納付命令書の様式)

第三十条 条例第十七条第一項、第二項又は第三項の規定による処分に係る同条第七項  
において準用する条例第十二条第二項の書面の様式は、別記第十一号様式のとおりと  
する。

2 条例第十七条第四項又は第五項の規定による処分に係る同条第七項において準用す  
る条例第十二条第二項の書面の様式は、別記第十二号様式のとおりとする。

(口頭で意見を述べる意思の有無の確認)

第三十一条 人事委員会は、条例第十四条第二項、第十六条第一項又は第十七条第一項  
から第五項までの規定による処分について諮問を受けたときは、当該処分を受けるべき  
者(以下「当事者」という。)(に対し、条例第十八条第三項に規定する申立てを行  
う意思の有無の確認をするものとする。

2 人事委員会は、前項の規定による意思の有無の確認をする場合において、当事者は、  
口頭で意見を述べる機会の期日への出頭に代えて、陳述書及び証拠書類又は証拠物を  
提出することができることを教示しなければならない。

(口頭で意見を述べる機会の付与)

第三十二条 条例第十八条第三項に規定する口頭で意見を述べる機会の付与については、  
岐阜県行政手続条例(平成七年岐阜県条例第三十六号。以下「行政手続条例」という。)  
第十五条(第二項第二号を除く。)(、第十六条、第十七条及び第十九条から第二十三条  
まで並びに岐阜県人事委員会聴聞規則(平成七年岐阜県人事委員会規則第一号。第五  
条、第九条、第十一条及び第十二条を除く。)(の規定の例による。この場合において、  
行政手続条例第十九条第一項の規定中「行政庁が指名する職員」とあるのは、「人事  
委員会が指名する者」と読み替えるものとする。

別記第一号様式の二(表面)中

退職時に支給された返  
還金

退職時に支給  
された返還金

「  
」に改め、同様式(裏面)を次のように改める。

(裏面)

退職事由 【退職事由は所定給付日数・給付制限の有無に影響を与える場合があり、適正に記入して下さい。】			
任命権者記載欄	退職者記載欄	退職の事由	任命権者記載欄
		1 定員の減少又は組織の改廃のため過員又は廃職を生ずることによるもの 2 定年、任用期間満了等によるもの (1) 定年による退職 (定年 歳) (2) 任用期間満了による退職 3 任命権者からの働きかけによるもの (1) 懲戒免職等処分 (2) 地方公務員法第28条第4項の規定による失職 (同法第16条第1号に該当する場合に限る。) 又はこれに準ずる退職 (3) 地方公務員法第28条第4項の規定による失職 (同法第16条第1号に該当する場合を除く。) 又はこれに準ずる退職 (4) 地方公務員法第28条第1項第2号の規定による免職又はこれに準ずる処分 (5) 退職勧奨 4 職場における事情に起因する退職 (1) 勤務していた公署の移転により通勤困難となつたため (2) 公務上の傷病による退職 5 職員の個人的な事情に起因する退職 (1) 職務に耐えられない体調不良、けが等があつたため (2) 妊娠、出産、育児等を行う必要があつたため (3) 家庭の事情の急変 (父母の扶養、親族の介護等) があつたため (4) 配偶者等との別居生活が継続困難となつたため (5) 転居により通勤困難となつたため (新住所： ) (6) その他 (具体的に ) 6 その他 ( 1 5 のいずれにも該当しない場合)	
		<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content;">           具体的事情記載欄 (任命権者用)         </div>	

1 記載上の注意

欄には、職員の個人的な事情に起因する退職の場合、退職の主たる事由を一つ選択し、退職者記載欄の中に 印を記入すること。

欄には、記載事項に相違ないと認めた場合、氏名を記載して印を押すこと。なお、記載事項について誤りがあるときは、速やかに任命権者に申し出て訂正を受けること。

2 この票の交付を受けたときは、速やかに住所又は居所を管轄する公共職業安定所に出頭の上提出すること。ただし、退職後公共職業安定所に出頭しないまま退職の日の翌日から1年以内に再び職員となつた場合には、この票を任命権者に提出すること。

別記第二号様式から別記第六号様式までを次のように改める。

第2号様式（第26条関係）（表面）

退職手当支給制限処分書

年 月 日

様

（退職手当管理機関）

印

岐阜県職員退職手当条例第12条第1項（第14条第1項）の規定により、一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分として、下記の金額を支払わないこととします。

なお、この処分に不服があるときは、この処分書を受けた日の翌日から起算して60日以内に (1) に対して不服申立てをすることができます。

また、この処分の取消しの訴えは、この処分書を受けた日の翌日から起算して6か月以内に岐阜県を被告として（被告を代表する者は (2)）提起することができます（なお、この処分書を受けた日の翌日から起算して6か月以内であれば、この処分日の翌日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することはできません。）。

金 記 円

(処分前の一般の退職手当等の額)	円
(処分後に支払われる一般の退職手当等の額)	円

(裏面)

(退職をした者の氏名)	
(採用年月日) 年 月 日	(勤務期間) 年 月 日
(退職年月日) 年 月 日	年 月 日
(退職時の所属)	
(退職時の職名)	(退職時の給料月額) ( 職 級 号給) 円
(支給制限処分の理由)	
(岐阜県職員退職手当条例第12条第1項に規定する事情(及び同項各号に規定する退職をした場合の一般の退職手当等の額との権衡)を勘案した内容についての説明)	

- 備考 1 (1)には不服申立てをすべき行政庁を、(2)には取消しの訴えの被告とすべき者を代表する者を、それぞれ記載すること。
- 2 勤務期間とは、岐阜県職員退職手当条例第7条第1項に規定する勤務期間をいう。
- 3 不要の文字は、抹消すること。

第3号様式(第26条関係)(表面)

退職手当支給制限処分書

年 月 日

様

(退職手当管理機関)

印

岐阜県職員退職手当条例第14条第1項(第2項)の規定により、一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分として、下記の金額を支払わないこととします。

なお、この処分に不服があるときは、この処分書を受けた日の翌日から起算して60日以内に(1)に対して不服申立てをすることができます。

また、この処分の取消しの訴えは、この処分書を受けた日の翌日から起算して6か月以内に岐阜県を被告として(被告を代表する者は(2))提起することができます(なお、この処分書を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分日の翌日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することはできません。)。ただし、この処分書を受けた日の翌日から起算して60日以内に不服申立てをした場合には、この処分の取消しの訴えは、その不服申立てに対する判決又は決定の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます(なお、その判決又は決定の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、その判決又は決定の日の翌日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することはできません。)。)

記

金 円

(処分前の一般の退職手当等の額)

円

(処分後に支払われる一般の退職手当等の額)

円

(裏面)

(退職をした者の氏名)	
(採用年月日) 年 月 日	(勤務期間) 年 月 日
(退職年月日) 年 月 日	年 月 日
(退職時の所属)	
(退職時の職名)	(退職時の給料月額) 円
	( 職 級 号給)
(懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認めた理由)	
(岐阜県職員退職手当条例第12条第1項に規定する事情(及び同項各号に規定する退職をした場合の一般の退職手当等の額との権衡)を勘案した内容についての説明)	

- 備考 1 (1)には不服申立てをすべき行政庁を、(2)には取消しの訴えの被告とすべき者を代表する者を、それぞれ記載すること。
- 2 勤務期間とは、岐阜県職員退職手当条例第7条第1項に規定する勤務期間をいう。
- 3 不要の文字は、抹消すること。

第4号様式(第27条関係)(表面)

退職手当支払差止処分書

年 月 日

様

(退職手当管理機関)

印

岐阜県職員退職手当条例第13条第1項の規定により、一般の退職手当等の額の支払を差し止めます。

なお、この処分に不服があるときは、この処分書を受けた日の翌日から起算して60日以内に(1)に対して不服申立てをすることができます。また、この処分書を受けた日の翌日から起算して60日が経過した後においては、この処分後の事情の変化を理由に、(2)に対してこの処分の取消しを申し立てることができます。

また、この処分の取消しの訴えは、この処分書を受けた日の翌日から起算して6か月以内に岐阜県を被告として(被告を代表する者は(3))提起することができます(なお、この処分書を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分日の翌日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することはできません。)。ただし、この処分書を受けた日の翌日から起算して60日以内に不服申立てをした場合には、この処分の取消しの訴えは、その不服申立てに対する判決又は決定の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます(なお、その判決又は決定の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、その判決又は決定の日の翌日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することはできません。)。)

(退職をした者の氏名)	
(採用年月日) 年 月 日	(勤務期間) 年 月 日
(退職年月日) 年 月 日	年 月 日

(裏面)

(退職時の所属)

(退職時の職名)

(退職時の給料月額)  
( 職 級 号給) 円

(支払差止処分の理由)

(支払差止処分の取消し)

この処分は、次のいずれかに該当する場合には取り消され、差し止められている一般の退職手当等の額が支払われます。

- 1 この処分を受けた者について、この処分の理由となつた起訴に係る刑事事件につき無罪の判決が確定した場合
- 2 この処分を受けた者について、この処分の理由となつた起訴に係る刑事事件につき、判決が確定した場合 (禁錮以上の刑に処せられた場合及び無罪の判決が確定した場合を除く。)
- 3 処分者が、この処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、この一般の退職手当等の額の支払を差し止める必要がなくなつたと認める場合

備考 1 (1)には不服申立てをすべき行政庁を、(2)には処分の取消しの申立てをすべき行政庁を、(3)には取消しの訴えの被告とすべき者を代表する者を、それぞれ記載すること。

2 勤続期間とは、岐阜県職員退職手当条例第7条第1項に規定する勤続期間をいう。

第5号様式 (第27条関係) (表面)

退職手当支払差止処分書

年 月 日

様

(退職手当管理機関)

印

岐阜県職員退職手当条例第13条第2項の規定により、一般の退職手当等の額の支払を差し止めます。

なお、この処分に不服があるときは、この処分書を受けた日の翌日から起算して60日以内に (1) に対して不服申立てをすることができます。また、この処分書を受けた日の翌日から起算して60日が経過した後においては、この処分後の事情の変化を理由に、 (2) に対してこの処分の取消しを申し立てることができます。

また、この処分の取消しの訴えは、この処分書を受けた日の翌日から起算して6か月以内に岐阜県を被告として (被告を代表する者は (3) ) 提起することができます (なお、この処分書を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することはできません。)。ただし、この処分書を受けた日の翌日から起算して60日以内には不服申立てをした場合には、この処分の取消しの訴えは、その不服申立てに対する判決又は決定の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます (なお、その判決又は決定の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、その判決又は決定の日の翌日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することはできません。)。)

(退職をした者の氏名)

(採用年月日)	年 月 日	(勤続期間)	年 月
(退職年月日)	年 月 日		年 月



(裏面)

(退職時の所属)

(退職時の職名)

(退職時の給料月額)  
( 職 級 号給) 円

(懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由)

別記第六号様式の次に次の六様式を加える。

(支払差止処分の取消し)

この処分は、次のいずれかに該当する場合には取り消され、差止められていない一般の退職手当等の額が支払われます。ただし、3に該当する場合において、この処分を受けた者がその者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に現に逮捕されているときその他これを取り消すことが支払差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りではありません。

- 1 この処分を受けた者について、この処分の理由となつた行為に係る刑事事件につき無罪の判決が確定した場合
- 2 この処分を受けた者について、この処分の理由となつた行為に係る刑事事件につき、判決が確定した場合（禁錮以上の刑に処せられた場合及び無罪の判決が確定した場合を除く。）又は公訴を提起しない処分があつた場合であつて、岐阜県職員退職手当条例第14条第1項の規定による処分を受けることなく、その判決が確定した日又はその公訴を提起しない処分があつた日から6か月を経過した場合
- 3 この処分を受けた者について、その者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に關し起訴をされることなく、かつ、岐阜県職員退職手当条例第14条第1項の規定による処分を受けることなく、この処分を受けた日から1年を経過した場合
- 4 処分者が、この処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、この一般の退職手当等の額の支払を差し止める必要がなくなつたと認める場合

備考 1 (1)には不服申立てをすべき行政庁を、(2)には処分の取消しの申立てをすべき行政庁を、(3)には取消しの訴えの被告とすべき者を代表する者を、それぞれ記載すること。

2 勤続期間とは、岐阜県職員退職手当条例第7条第1項に規定する勤続期間をいう。

第7号様式 (第27条関係) (表面)

退職手当支払差止処分書

年 月 日

様

(退職手当管理機関)

印

岐阜県職員退職手当条例第13条第3項の規定により、一般の退職手当等の額の支払を差止めます。

なお、この処分に不服があるときは、この処分書を受けた日の翌日から起算して60日以内に (1) に対して不服申立てをすることができます。また、この処分書を受けた日の翌日から起算して60日が経過した後においては、この処分後の事情の変化を理由に、(2) に対してこの処分の取消しを申し立てることができます。

また、この処分の取消しの訴えは、この処分書を受けた日の翌日から起算して6か月以内に岐阜県を被告として(被告を代表する者は (3) )提起することができます(なお、この処分書を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することはできません。)。ただし、この処分書を受けた日の翌日から起算して60日以内に不服申立てをした場合には、この処分の取消しの訴えは、その不服申立てに対する裁判又は決定の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます(なお、その裁判又は決定の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、その裁判又は決定の日の翌日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することはできません。))。

(退職をした者の氏名)

(採用年月日)	年 月 日	(勤続期間)	年 月 日
(退職年月日)	年 月 日		年 月 日

(裏面)

(退職時の所属)

(退職時の職名)

(退職時の給料月額) ( 職 級 号給) 円

(懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由)

(支払差止処分の取消し)

この処分は、次のいずれかに該当する場合には取り消され、差止められていない。一般の退職手当等の額が支払われます。

- 1 この処分を受けた者が岐阜県職員退職手当条例第14条第2項の規定による処分を受けることなくこの処分を受けた日から1年を経過した場合
- 2 処分者が、この処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、この一般の退職手当等の額の支払を差し止める必要がなくなつたと認める場合

備考 1 (1)には不服申立てをすべき行政庁を、(2)には処分の取消しの申立てをすべき行政庁を、(3)には取消しの訴えの被告とすべき者を代表する者を、それぞれ記載すること。

2 勤続期間とは、岐阜県職員退職手当条例第7条第1項に規定する勤続期間をいう。

第 8 号様式 (第 28 条関係) (表面)

退職手当返納命令書

年 月 日

様

(退職手当管理機関)

印

岐阜県職員退職手当条例第 15 条第 1 項の規定により、既に支払われた一般の退職手当等の額のうち下記の金額の返納を命じます。

なお、この処分に不服があるときは、この命令書を受けた日の翌日から起算して 60 日以内に (1) に対して不服申立てをすることができます。

また、この処分取消しの訴えは、この命令書を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内に岐阜県を被告として (被告を代表する者は (2) ) 提起することができます (なお、この命令書を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内でも、この処分取消しの翌日から起算して 1 年を経過するとこの処分取消しの訴えを提起することはできません。)。ただし、この命令書を受けた日の翌日から起算して 60 日以内に不服申立てをした場合には、この処分取消しの訴えは、その不服申立てに対する判決又は決定の送達を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内に提起することができます (なお、その判決又は決定の送達を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内でも、その判決又は決定の日の翌日から起算して 1 年を経過するとこの処分取消しの訴えを提起することはできません。)。

記

金 円

(既に支払われた一般の退職手当等の額)

円

(岐阜県職員退職手当条例第 15 条第 1 項の規定により控除される失業者退職手当額)

円

(裏面)

(退職をした者の氏名)

(返納命令の理由)

(岐阜県職員退職手当条例第 12 条第 1 項に規定する事情のほか、この処分を受ける者の生計の状況を勘案した内容についての説明)

備考 1 (1)には不服申立てをすべき行政庁を、(2)には取消しの訴えの被告とすべき者を代表する者を、それぞれ記載すること。  
2 勤続期間とは、岐阜県職員退職手当条例第 7 条第 1 項に規定する勤続期間をいう。

第9号様式(第28条関係)(表面)

退職手当返納命令書

年 月 日

様

(退職手当管理機関)

印

岐阜県職員退職手当条例第15条第1項(第16条第1項)の規定により、既に支払われた一般の退職手当等の額のうち下記の金額の返納を命じます。

なお、この処分に不服があるときは、この命令書を受けた日の翌日から起算して60日以内に(1)に対して不服申立てをすることができます。

また、この処分取消しの訴えは、この命令書を受けた日の翌日から起算して6か月以内に岐阜県を被告として(被告を代表する者は(2))提起することができます(なお、この命令書を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分取消しの翌日から起算して1年を経過するとこの処分取消しの訴えを提起することはできません。)。ただし、この命令書を受けた日の翌日から起算して60日以内に不服申立てをした場合には、この処分取消しの訴えは、その不服申立てに対する判決又は決定の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます(なお、その判決又は決定の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、その判決又は決定の日の翌日から起算して1年を経過するとこの処分取消しの訴えを提起することはできません。)。

記

金 円

(既に支払われた一般の退職手当等の額)

円

(岐阜県職員退職手当条例第15条第1項(第16条第1項)の規定により控除される失業者退職手当額)

円

(裏面)

(退職をした者の氏名)

(懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認めた理由)

(岐阜県職員退職手当条例第12条第1項に規定する事情のほか、この処分を受ける者の生計の状況を勘案した内容についての説明)

備考1 (1)には不服申立てをすべき行政庁を、(2)には取消しの訴えの被告とすべき者を代表する者を、それぞれ記載すること。

2 勤続期間とは、岐阜県職員退職手当条例第7条第1項に規定する勤続期間をいう。

3 不要の文字は、抹消すること。

第10号様式 (第29条関係) (表面)

岐阜県職員退職手当条例第17条第1項に規定する懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由がある旨の通知書

年 月 日

様

(退職手当管理機関) 印

下記の退職をした者に対しその退職に係る一般の退職手当等の額が支払われた後において、その者がその一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続き在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由があるため、岐阜県職員退職手当条例第17条第1項の規定により通知します。

この通知をした機関は、この通知が到達した日の翌日から起算して6か月以内限り、この通知を受けた者に対し、下記の退職をした者が既に支払われた一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続き在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認められることを理由として、その一般の退職手当等の額(下記の退職をした者が失業手当受給可能者であった場合にあつては、失業者退職手当額を除く。)の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができます。

記

(退職をした者の氏名)

(退職手当の受給者の氏名)

(裏面)

(既に支払われた一般の退職手当等の額)

円

(岐阜県職員退職手当条例第17条第1項の規定により控除される失業者退職手当額)

円

(懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由)

第11号様式 (第30条関係) (表面)

退職手当相当額納付命令書

年 月 日

様

(退職手当管理機関) 印

岐阜県職員退職手当条例第17条第1項(第2項、第3項)の規定により、退職手当の受給者に対し既に支払われた一般の退職手当等の額に相当する額のうち下記の金額の納付を命じます。

なお、この処分に不服があるときは、この命令書を受けた日の翌日から起算して60日以内に(1)に対して不服申立てをすることができます。

また、この処分取消しの訴えは、この命令書を受けた日の翌日から起算して6か月以内に岐阜県を被告として(被告を代表する者は(2))提起することができます(なお、この命令書を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分日の翌日から起算して1年を経過するとこの処分取消しの訴えを提起することはできません。)。ただし、この命令書を受けた日の翌日から起算して60日以内に不服申立てをした場合には、この処分取消しの訴えは、その不服申立てに対する判決又は決定の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます(なお、その判決又は決定の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、その判決又は決定の日の翌日から起算して1年を経過するとこの処分取消しの訴えを提起することはできません。)。

記

金 円

(既に支払われた一般の退職手当等の額)

円

(岐阜県職員退職手当条例第17条第1項(第2項、第3項)の規定により控除される失業者退職手当額)

円

(裏面)

(退職をした者の氏名)

(退職手当の受給者の氏名)

(懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認めた理由)

(岐阜県職員退職手当条例第12条第1項及び第17条第6項に規定する事情を勘案した内容についての説明)

- 備考 1 (1)には不服申立てをすべき行政庁を、(2)には取消しの訴えの被告とすべき者を代表する者を、それぞれ記載すること。
- 2 不要の文字は、抹消すること。

第12号様式 (第30条関係) (表面)

退職手当相当額納付命令書

年 月 日

様

(退職手当管理機関) 印

岐阜県職員退職手当条例第17条第4項(第5項)の規定により、退職手当の受給者に対し既に支払われた一般の退職手当等の額に相当する額のうち下記の金額の納付を命じます。

なお、この処分に不服があるときは、この命令書を受けた日の翌日から起算して60日以内に(1)に対して不服申立てをすることができます。

また、この処分取消しの訴えは、この命令書を受けた日の翌日から起算して6か月以内に岐阜県を被告として(被告を代表する者は(2))提起することができます(なお、この命令書を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分日の翌日から起算して1年を経過するとこの処分取消しの訴えを提起することはできません。)。ただし、この命令書を受けた日の翌日から起算して60日以内に不服申立てをした場合には、この処分取消しの訴えは、その不服申立てに対する判決又は決定の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます(なお、その判決又は決定の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、その判決又は決定の日から起算して1年を経過するとこの処分取消しの訴えを提起することはできません。)。

記

金 円

(既に支払われた一般の退職手当等の額)

円

(岐阜県職員退職手当条例第17条第4項(第5項)の規定により控除される失業者退職手当額)

円

(裏面)

(退職をした者の氏名)

(退職手当の受給者の氏名)

(納付命令の理由)

(岐阜県職員退職手当条例第12条第1項及び第17条第6項に規定する事情を勘案した内容についての説明)

備考 1 (1)には不服申立てをすべき行政庁を、(2)には取消しの訴えの被告とすべき者を代表する者を、それぞれ記載すること。  
2 不要の文字は、抹消すること。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

事務局長に対する権限の委任に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十一年十月十四日

岐阜県人事委員会

委員長 廣 瀬 英 二

岐阜県人事委員会規則第十号

事務局長に対する権限の委任に関する規則の一部を改正する規則

事務局長に対する権限の委任に関する規則（昭和五十一年岐阜県人事委員会規則第六号）の一部を次のように改正する。

第二十五号を第二十六号とし、第二十四号の次に次の一号を加える。

二十五 岐阜県職員退職手当条例（昭和二十八年岐阜県条例第四十一号）の規定に基づき退職手当の支給制限等の処分についての調査審議に関すること。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

平成二十一年十月十四日発行

発行者  
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一  
岐阜県庁

編 集

岐阜市三輪ふりんどびあ十三  
岐阜文芸社